

令和 3 年小田原市議会 12 月臨時會議案

(報告第 40 号)

令和 3 年 12 月 21 日提出

目 次

報告第40号 専決処分の報告について 1

報告第40号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年12月21日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和3年11月30日
- 2 損害賠償額 1,059,685円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和3年8月6日午前7時30分頃、相手方車両が市内小竹729番地付近の市道0080を走行していたところ、側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損した。